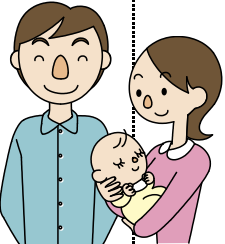
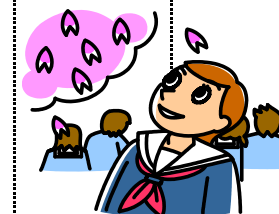
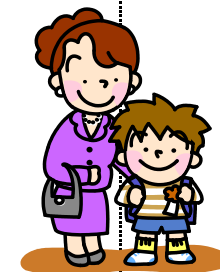


出産・育児支援制度一覧

群馬県教育委員会では、出産や育児にかかわる制度を充実させています。
制度を有効に活用して、仕事と育児を両立させましょう！

令和6年4月1日現在

	妊娠	出産前 8週間～	出産前 6週間～	出産	産後 ～2週間	産後 ～8週間	～1歳	生後1年 4か月	～3歳	～小学校 就学前	～中学校 就学前	その後		
女性	産前休暇			産後休暇		育児休業（2回取得可能）								
	妊娠通院休暇													
	妊娠通勤緩和休暇													
	妊娠障害休暇													
男女 共通	健康診断等のための時間の確保 業務軽減 など													
					部分休業									
					育児短時間勤務									
					育児時間								子育て 部分休暇 (小学1～3年)	
	職員が不妊治療を受けるための 「出生サポート休暇」も設けています													
男性					子の看護休暇									
					育児休業（2回取得可能）									
					※産後パパ育休 (2回取得可能)									
	配偶者出産休暇													
育児参加のための休暇														



出産・育児支援制度一覧

【妊娠期間】

種類	名称	取得事由・期間など	時期・子の対象期間	期間	給与
特別 休暇	妊娠通院 休暇	保健指導または健康診査を受ける場合(妊娠期間等により取得可能回数は異なる)	妊娠中又は出産後1年以内	1時間単位	有給
	妊娠通勤 緩和休暇	交通機関の混雑や通勤の困難性が母体の健康維持に支障を与える場合	妊娠中の期間	1時間以内	有給
	妊娠障害 休暇	妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	16日を超えない範囲で、その都度必要な時間又は日数	1日又は1時間単位	有給
	産前休暇	8週間(多胎妊婦の場合には14週間)以内に出産する予定である場合	出産の日までの請求した期間	1日単位	有給

【出産】

種類	名称	取得事由・期間など	時期・子の対象期間	期間	給与
特別 休暇	産後休暇	出産した場合	出産の日の翌日から8週間	1日単位	有給

【育児期間】

種類	名称	取得事由・期間など	時期・子の対象期間	期間	給与
休業	育児休業	子を養育するため、一定期間休業することができる(2回取得可能)	3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで		無給
	部分休業	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる	小学校入学の始期に達するまで	1日2時間以内 30分単位	減額
	育児短時間 勤務	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することができる	小学校入学の始期に達するまで	指定した勤務形態から選択	※1
特別 休暇	女子の 育児時間	生児の授乳等を行う場合	生後1年4月に達しない期間	1日2回まで(合計2時間を超えない) 30分単位	有給
	子の看護 休暇	就学前の子及び就学前の子以外の子を看護する必要がある場合	※2	1日又は1時間単位	有給
	子育て部分 休暇	「部分休業」と同様	小学校1～3年生まで	1日2時間以内 30分単位	減額

※1 勤務しない時間は無給

※2 就学前の子5日、就学前の子以外の子3日(子の人数による)

《女性職員が利用できる制度等》



チェックリスト

場 合	利用できる制度や必要な手続など
妊娠したとき	①校長へ妊娠したこと及び出産予定日を報告する。
	②育児休業(2回取得可能)または育児短時間勤務の取得予定の有無を伝える。
妊娠中	③必要に応じて、妊娠中に認められる制度が利用できる。
産前・産後休暇を取得する場合	④校長へ申し出て、必要な手続を行う。 出産した際は、校長へ報告する。
育児休業(または育児短時間勤務)をする場合	⑤校長から、育児休業(または育児短時間勤務)に係る辞令書を受け取る。
育児休業中	⑥校長と定期的に連絡をとる。職場の情報等の提供を受ける。
育児休業(または産後休暇)から復帰する場合	⑦復帰後に利用できる両立支援制度(育児短時間勤務、部分休業、育児時間休暇など)を確認する。 利用予定がある場合は、事前に校長へ伝える。
育児休業(または産後休暇)から復帰した後(復帰後の子育て期間中)	⑧必要に応じて、子育て期間中に認められる制度(育児時間休暇、子の看護休暇など)を利用できる。

♥この他にも、出産を支援する休暇も設けています。

出生サポート休暇	職員が不妊治療を受けるため、その勤務しないことが相当であると認められる場合で、1日又は時間ごとに分割し、一年度に合計10日間取得することができる。
----------	---

出産・育児支援制度一覧

【妊娠期間】

種類	名称	取得事由・期間など	時期・子の対象期間	期間	給与
特別 休暇	配偶者 出産休暇	配偶者が出産に伴う入院や退院の付き添い等を行う場合(3日)	配偶者の出産前後 ※出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後2週間まで	1日又は 1時間単位	有給
	育児参加のための休暇	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合(5日)	配偶者の出産前後 ※出産予定日の8週間前の日から当該出産の日以後1年まで	1日又は 1時間単位	有給

【子育て期間】

種類	名称	取得事由・期間など	時期・子の対象期間	期間	給与
休業	育児休業	子を養育するため、一定期間休業することができる(2回取得可能)	3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで		無給
			出生日から最大8週間(57日間)以内【産後パパ育休】		無給
	部分休業	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる	小学校入学の始期に達するまで	1日2時間以内 30分単位	減額
	育児短時間勤務	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することができる	小学校入学の始期に達するまで	指定した勤務形態から選択	※1
特別 休暇	男子の 育児時間	生児の保育を行う場合(配偶者が生児を養育できる場合は取得不可)	生後1年4月に達しない期間	※2	有給
	子の看護 休暇	就学前の子及び就学前の子以外の子を看護する必要がある場合	※3	1日又は 1時間単位	有給
	子育て部分 休暇	「部分休業」と同様	小学校1～3年生まで	1日2時間以内 30分単位	減額

※1 勤務しない時間は無給

※2 配偶者の状況等による

※3 就学前の子5日、就学前の子以外の子3日(子の人数による)

《男性職員が利用できる制度等》



チェックリスト

場 合	利用できる制度や必要な手続など
妊娠したとき	①校長へ妊娠したこと及び出産予定日を報告する。
	②育児休業(2回取得可能)、産後パパ育休(2回取得可能)または育児短時間勤務の取得予定の有無を伝える。
職員が配偶者の出産予定日の8週間前(多胎は14週間前)～出産の日以後1年まで	③配偶者出産休暇や育児参加のための休暇を取得する。
育児休業(または育児短時間勤務)をする場合	④校長から、育児休業(または育児短時間勤務)に係る辞令書を受け取る。
育児休業中	⑤校長と定期的に連絡をとる。職場の情報等の提供を受ける。
育児休業から復帰する場合	⑥復帰後に利用できる両立支援制度(育児短時間勤務、部分休業、育児時間休暇など)を確認する。利用予定がある場合は、事前に校長へ伝える。
育児休業から復帰した後(復帰後の子育て期間中)	⑦必要に応じて、子育て期間中に認められる制度(育児時間休暇、子の看護休暇など)を利用できる。

♡この他にも、出産を支援する休暇も設けています。

出生サポート休暇	職員が不妊治療を受けるため、その勤務しないことが相当であると認められる場合で、1日又は時間ごとに分割し、一年度に合計10日間取得することができる。
----------	---